

差別の禁止（差別的取扱いの禁止・合理的配慮の実施）について

1 差別的取扱いの禁止に関する整理（詳細は資料 4 - 2 参照）

項目	内容	正副委員長案	主な理由	
(ア) 禁止する差別行為	a ベースとする考え方	次のいずれとするか。 (a) 障害者基本法（差別することその他の権利利益の侵害）をベースとする。 (b) 障害者差別解消法（不当な差別的取扱い）をベースとする。 (c) 独自の概念（不利益な取扱いなど）で整理する。	(b) 障害者差別解消法（不当な差別的取扱い）をベースとして整理を行う。	①障害者基本法をベースとした場合、事例集積等の対象範囲が広くなりすぎる。 ②独自の概念で整理した場合、「差別的取扱い」などとの関係が曖昧になり、「横出し・上乘せ」の関係などの理解が難しくなる。
	b 差別類型の整理	○国の審議会（差別禁止部会）で整理された差別類型のうち、法律に盛り込まれていないもの（ <u>間接差別・関連差別</u> ）を条例で規定するか。	○間接差別・関連差別は規定しない（将来の課題とする）。	○間接差別・関連差別について、理論的に未解決の課題があり、規定した場合の影響が予測しがたい。
	c 雇用差別の整理	○雇用差別（障害者雇用促進法に規定）について、条例で禁止するか。	○雇用差別は障害者雇用促進法での対応に委ねる。	①条例での禁止が、解雇無効などに直結しないため、規定する意味が曖昧になりやすい。 ②労務管理に関し立入調査権限がない県においては、実効性の確保が容易でないほか、障害者雇用促進法に基づく対応との調整が必要になる。

(次頁に続く)

項目	内容	正副委員長案	主な理由
(ア) 禁止する差別行為 d 虐待の整理	○虐待（障害者虐待防止法に規定）について、条例で禁止するか。	○虐待は障害者虐待防止法での対応に委ねる。	○障害者虐待防止法に基づく対応との調整が必要になる。
(イ) 差別禁止の対象範囲	○（障害者差別解消法をベースとする場合）県民（又は県内にいる者全て）を対象に含めるか。	○行政機関等・事業者とする（障害者差別解消法と同じ）。 ※国の組織は除外	①県民又は県内にいる者全てを対象にする場合、「県民等による差別的取扱い」として想定されるものを明らかにする必要がある。 ②条例の相談体制等の対象事案と連動するため、相談体制等での処理に困難を来さないかという観点から、対象範囲を考える必要がある。
(ウ) 差別行為の列挙・具体化	○差別類型を例示列挙するか。	○例示列挙はしない。	①例示以外の差別に目を向けにくくさせてしまう可能性がある。 ②「関連差別の禁止」の明記を検討しようとする場合に、議論が困難になる可能性がある。

2 合理的配慮の提供 (詳細は資料4-3参照)

項目	内容	正副委員長案	主な理由
(ア) 差別の定義との関係	a 合理的配慮の不提供について、「差別」に当たることを定義で明らかにするか。	○合理的配慮の不提供を「差別」に含める定義は設けない。	①合理的配慮の不提供が「差別」であることが明確になる反面、合理的配慮の提供を努力義務とする対応が難しくなる。
	b 「合理的配慮」について、内容の定義を設けるか。	○合理的配慮の定義は設けない。	○多種多様な内容を包括的に捉えた記述とならざるを得ないため、定義のみをもって内容を明確化することが難しい。
(イ) 事業者による合理的配慮(義務付け)	○事業者による合理的配慮の提供について、努力義務から「義務」にするか。	○事業者による合理的配慮の提供の義務化はしない。	○事業者の負担が増加する可能性に配慮する必要がある。
(ウ) 合理的配慮の提供の対象範囲(県民等)	○合理的配慮の提供について、県民(又は県内にいる者全て)を含めるか。	○県民等に対して合理的配慮の提供を求める規定は設けない。	○県民等を含めると、合理的配慮の内容が不明確になる可能性がある。

(次頁に続く)

項目	内容	正副委員長案	主な理由
(エ) 意思の表明	○合理的配慮の提供の要件である「意思の表明（障がい者から配慮を求める申出をすること）」を不要とするか。	○意思の表明は要件として維持する。 ※ただし、家族等が意思の表明の補佐をする場合が含まれることを確認する。	①意思の表明がないと、合理的配慮の内容の確定が難しい場合（外見では分かりにくい内部障がい者に求められる合理的配慮など）がある。 ②事前改善措置との関係が曖昧になる。
(オ) 事前改善措置	○事前改善措置（合理的配慮を的確に行うための施設の構造の改善、設備の整備〔バリアフリー化〕等）について、条例で規定するか。	○事前改善措置について規定を設ける。	○合理的配慮は、当事者からの求めに応じて行うものであるため、当事者からの求めがなくとも、積極的なバリアフリー化などに努めるべきことを条例でも明らかにしておくことが望ましい。